

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年5月14日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「令和3年5月6日福山市駅南口に於て実施した街頭宣伝に関し広島県警（職員及び福山東警察署員及び広島県警交通規制課を含む）と協議等を行った事及び当日終了する迄に警察が対応した事が解る全ての文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

実施機関は、審査請求人に対し、本件請求に係る開示請求書中条例第6条第1項第2号に掲げる事項の記載に不備があるとして、同条第2項の規定により補正を求めたところ、審査請求人は、令和3年5月6日福山駅南口において、れいわ新撰組の山本太郎が実施した街頭宣伝（以下「本件街頭宣伝」という。）に関し、次の行政文書の開示を請求するとの補正を行った。

- (1) 広島県警察と山本太郎又はれいわ新撰組関係者が、道路使用に関して事前に協議を行ったことが分かる文書（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 本件街頭宣伝が終了するまでに警察が現場対応したことが分かる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2を「本件請求文書」と総称する。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年5月27日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年5月31日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

「〔街宣〕広島・福山駅前山本太郎れいわ新撰組代表×竹村かつし・・・2021年5月6日」の動画がユーチューブで公開され道路を長時間にわたり使用し拡声器を使用し物販を行い募金活動を行い無断で歩道上にテープを貼っていることを事前及び当日知らなかったは通用しないし意思のやり取りがあったはずであるから全開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 不存在とした理由

本件請求文書を作成又は取得した事実がないため。

2 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「〔街宣〕広島・福山駅前山本太郎れいわ新撰組代表×竹村かつし・・・2021年5月6日」の動画がユーチューブで公開し道路を長時間にわたり使用し拡声器を使用し物販を行い募金活動を行い無断で歩道上にテープを貼っていることを事前及び当日知らなかったは通用しないし意思の

やり取りがあったはずである」などと主張するが、対象となる行政文書を探した結果、本件請求文書を作成又は取得した事実がないことを確認している。ただし、協議事実及び対応事実の有無については、次のとおり付言する。

(1) 広島県警察と山本太郎又はれいわ新撰組関係者が、道路使用に関して事前に協議を行った事実について

当該協議事実については、それが警察活動上の質疑応答にとどまらず、何らかの意思決定や事後における事実確認を必要とするものではない場合、必ずしも行政文書が作成されるわけでない。

例えば、警察への道路使用許可の必要性に係る一般的な質疑応答などについては、落とし物の届出方法の一般的な質疑応答と何ら変わることなく、口頭での一般的な教示に終わったものであれば、行政文書は作成されることもない。

よって、行政文書の保有事実が当該協議事実と一致するわけではない。

(2) 本件街頭宣伝が終了するまでに警察が現場対応した事実について

上記(1)のとおり、警察が行う警察活動の中には意思決定を伴わない活動等もあることから、警察活動の全てについて行政文書が作成されるわけではない。

よって、本件請求文書の保有事実の有無と警察の本件街頭宣伝の事前及び当日における把握事実の有無が等しく一致するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件請求文書1について

審査請求人は、本件請求文書1として、「広島県警察と山本太郎又はれいわ新撰組関係者が、道路使用に関して事前に協議を行ったことが分かる文書」の開示を求めている。

道路の使用に当たって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないとされ、同項第 4 号では、「道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたもの」とされている。

これを受けて、広島県道路交通法施行細則（昭和 35 年広島県公安委員会規則第 15 号。以下「施行細則」という。）第 12 条では、「法第 77 条第 1 項第 4 号の規定により署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるもの（公職選挙法の規定に基づく選挙運動又は政治活動として行われる第 2 号、第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの行為を除く。）とする。

- (1) 道路に、みこし、山車、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレード等を行うこと。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (5) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (7) 道路において、広告又は宣伝のために、車両等を連ね、又は車両に電光式、内部照明式等の方法による装飾その他特異な装いを施して通行すること。
- (8) 道路において、寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 広告、宣伝のため印刷物その他の物を道路に散布し、又は道路におい

て通行する者にこれを配布すること。

(10) 道路において、次のアからウまでのいずれかに該当する実証実験をすること。

ア ロボットの移動を伴う実証実験

イ 人の移動の用に供するロボットの実証実験

ウ 自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験

(11) 前各号に掲げるもののほか一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為」と規定されている。

次に、道路使用許可の申請に当たって、実施機関と申請者の事前協議が制度化されているのか、実施機関に確認したところ、事前協議は制度化されていないとのことであった。

法及び施行細則のほか、実施機関から提出された道路使用許可手続取扱要領（平成31年3月1日付け広島県警察本部長通達。以下「取扱要領」という。）を確認したところ、これらの法令等に実施機関と申請者の事前協議に関する規定は認められなかった。

また、本件街頭宣伝に当たって、事前に道路使用に関する協議を行った事実の有無を実施機関に確認したところ、そのような事実はなく、道路使用許可申請についても行われていないとのことであった。

道路使用許可については、取扱要領第4の8において「申請の受理日については、許可申請日と許可期間の間隔が開きすぎると道路事情等が変わることも予想されることから、特段の事情がない限り1か月前とすること」とされている。

そこで、当審査会は、令和3年4月1日から本件街頭宣伝当日である令和3年5月6日までの、福山東警察署管内の道路使用許可申請取扱処理簿の提出を実施機関に求め、見分したところ、本件街頭宣伝に係る申請は認められなかった。

このほかに本件請求文書1の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできない。

したがって、本件請求文書1は不存在であるとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(2) 本件請求文書2について

審査請求人は、本件請求文書2として、「本件街頭宣伝が終了するまでに警察が現場対応したことが分かる文書」の開示を求めている。

本件街頭宣伝が終了するまでに、通報、パトロール等により警察が現場対応した事実の有無を実施機関に確認したところ、そのような事実はないとのことであった。

次に、警察が現場対応した場合の記録方法を確認したところ、警察署の管轄内において事件事故の発生等の通報を受理又は認知した場合には、警察署の通信指令係（当直体制時は当直）において事案を集約し組織対応することとしており、これら通信指令係に集約される通報等事案に係る処理経過は、「警察署通信室処理票」に記録するとのことであった。

そこで、当審査会は、本件街頭宣伝当日の福山東警察署管内の警察署通信室処理票の提出を実施機関に求め、見分したところ、本件街頭宣伝に関する記録は認められなかった。

また、本件街頭宣伝に関して、事前の協議、決定により、街頭宣伝活動を行う者の警護や周辺の交通整理等の現場対応を行った事実もないとのことであった。

このほかに本件請求文書2の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできない。

したがって、本件請求文書2は不存在であるとの実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。

(3) 総括

以上のことから、実施機関が、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、本件処分を行ったことは妥当である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年10月13日	・ 諮問を受けた。
令和 4 年 7 月28日 (令和 4 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 8 月30日 (令和 4 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 1 部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授